

日向荒瀬漁業協同組合

内共第21号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、日向荒瀬漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、やつめうなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣り（あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます（やまめ）、いわな）、すくい網、たも網、やす（かじかに限る。）、投網及びもくずがにの徒手採捕（手捕り）による遊漁の場合は口頭で、それ以外の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第6条第1項第1表の場合には第11条に規定する場合を除き、それ以外の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限と遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄に掲げる漁具・漁法により、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	釣り（友釣り、どぶ釣り）	7月1日午前5時から 10月31日まで
	投網	7月20日午前5時から 10月31日まで
	釣り（掛け釣り）	9月1日から 10月31日まで
うぐい（はや）	釣り、すくい網、 たも網、投網	4月1日から5月9日まで及び 5月20日から12月31日まで
こい	釣り、すくい網、 たも網、投網	4月1日から 10月31日まで
ふな	釣り、すくい網、 たも網、投網	4月1日から 10月31日まで
かじか	釣り、すくい網、 たも網、やす	5月15日から 翌年の4月13日まで
さくらます （海域での生活を経て淡水 域で生活するものに限る。 以下同じ。）	釣り、すくい網、 たも網、投網	4月1日から 8月31日まで
いわな、やまめ （さくらますのうち、ふ出 後引き続き淡水域で生活 する期間におけるものを いう。以下同じ。）	釣り、すくい網、 たも網、投網	4月1日から 9月30日まで
やつめうなぎ	すくい網、たも網、 徒手採捕（手捕り）	7月1日から 翌年の5月9日まで
もくずがに	徒手採捕（手捕り）	9月1日から 11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、あゆの釣り（友釣り）においては、疑似おとり（若しくはルアー）及びリールを使用してはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要と認めて公示した制限事項（魚種、漁具・漁法、規模、区域及び期間）については、これに従わなければならない。
- 4 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域等)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ中欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

魚種	区域	期間
全魚種	日向川支流 前ノ川との合流点より 上流の滝ノ沢の玉簾の滝までの区域	周年
全魚種	日向川と荒瀬川の合流点から下流の 日向橋(六ツ新田)までの区域	10月4日から 10月10日まで
全魚種	河口から上流酒田市穂積地内日向橋上 流端までの区域	10月1日から 翌年2月15日まで

(全長等の制限等)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長等
やつめうなぎ	全長 30センチメートル
こい	全長 20センチメートル
やまめ、いわな	全長 15センチメートル
うぐい(はや)、ふな	全長 5センチメートル
もくずがに	甲幅 5センチメートル

2 前項の規定にかかわらず、腹部に外卵を抱いているもくずがには採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆの釣り(友釣り、どぶ釣り及び掛け釣り)若しくは投網に係る遊漁料を納付した場合は、こい、ふな、うぐい(はや)、かじか、さくらます、やまめ、いわなの釣り、すくい網、たも網、やす(かじかに限る。)及びもくずがにの徒手採捕(手捕り)による遊漁もできるものとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	釣り（友釣り）	1日 2,300円 1年10,000円
あゆ	釣り（どぶ釣り）	1日 1,500円 1年 7,000円
あゆ	釣り（掛け釣り）	1日 2,000円 1年 7,000円
あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、 かじか、さくらます（やまめ）、いわな	投網	1日 2,300円 1年10,000円
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、 さくらます（やまめ）、いわな、 もくずがに	釣り、すくい網、たも網、 やす（かじかに限る。）、 徒手採捕（手捕り、もくずがにに限る。）	1日 1,000円 1年 3,000円
やつめうなぎ	すくい網、たも網、 徒手採捕（手捕り）	1日 1,500円 1年 2,800円

2 遊漁料の納付は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において組合が任命した漁場監視員（以下「漁場監視員」という。）に納付する場合における遊漁料の額は、前項の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の（ア）欄に掲げる者が行う遊漁について、（イ）欄に掲げる魚種を（ウ）欄に掲げる漁具・漁法による場合においては、遊漁料の額は、（エ）欄に掲げるとおりとする。

（ア）遊漁対象者	（イ）魚 種	（ウ）漁具・漁法	（エ）遊漁料
小学生及び 中学生	うぐい（はや）、こい、ふな かじか、さくらます（やまめ）、 いわな、もくずがに	釣り、すくい網、たも網、 やす（かじかに限る。）、 徒手採捕（手捕り、もくずがにに限る。）	無料
	あゆ	釣り（友釣り、どぶ釣り）	
高校生及び 肢体不自由者	うぐい（はや）、こい、ふな かじか、さくらます（やまめ）、 いわな、もくずがに	釣り、すくい網、たも網、 やす（かじかに限る。）、 徒手採捕（手捕り、もくずがにに限る。）	遊漁料の 額の1/2に 相当する額
	あゆ	釣り（友釣り、どぶ釣り）	
	あゆ、うぐい（はや）、こい ふな、かじか、さくらます （やまめ）、いわな	投網	

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 氏名(年券のみ)
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁証は、他人に貸与、譲渡してはならない。また、いかなる理由で破損、紛失しても再交付しない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁しようとする者は、第2条、第6条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、かつ当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会(以下「内水連」という。)の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域(漁業権番号)
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、内共第25号、内共第26号、内共第27号、内共第28号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	釣り(掛け釣りを除く。)	1年 31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年 20,000円

- 2 前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。
- 3 第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証（以下「共通遊漁証」という。）の第1項の承認を受けた者への交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証及び共通遊漁証を漁場監視員及び周囲から見やすい位置に身につけ、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者、他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）住所
- （3）有効期間
- （4）注意事項
- （5）発行者名
- （6）その他必要な事項

（違反者に対する措置）

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は令和6年1月1日から 施行する。